

Green Plan Chapter 3

第3章 緑の将来像と目標



第3章 緑の将来像と目標

1. 緑の将来像

「南アルプス市緑の基本計画」における将来像を、次のように設定します。また、緑の将来像を実現するため、市民・企業・行政などみんなが力を合わせ、南アルプスの山々と清流と緑に囲まれた「美しいふるさとの緑」を守り、育て、次代に伝えていきます。

緑の将来像

未来の子どもたちに伝える花と緑のふるさとづくり —「美しい山々と清流と緑のまち・南アルプス市」—

本市は、西側の芦安地区を中心とした中山間地域から南アルプスの山岳地帯にかけて、森林や湖、溪谷、水辺など豊かな自然が広がっています。一方、東側の扇状地一帯は、果樹などの緑に囲まれた市街地や集落地が形成されており、その周辺では、里山を背景に、樹園や水田が広がり、棚田や段々畑など四季折々の美しい農村景観がみられます。

市街地や集落地においても、各種の公園・緑地、釜無川、御勅使川、滝沢川、坪川、秋山川などのうるおいある水辺空間、川沿いの桜並木、アルプス通りをはじめとした街路樹、まちかどの花壇、鎮守の森や古木・大木などの文化財の緑、雑木林や屋敷林、生け垣など身近に多くの緑を目にします。

また、こうした環境の中には、動物、昆虫、魚、植物など多様な生き物が生息しています。

これらの自然や緑は、私達の生活そのものといえるふるさとの「原風景」を形づくっていますが、近年の急速な都市化の進行に伴い、貴重な動植物の生息・生育環境にもなっている農地や、山林・樹林地などの緑が年々減少するなどの影響を受けています。

先人から受け継いだ「美しいふるさとの自然や緑」を、次代を担う子どもたちに継承していくことは、今を生きる私たちの重要な役目であると考えます。

そのためには、私たちひとりひとりが「ふるさと・南アルプス市」に愛着と誇りを持ち、みんなが力を合わせて、「花と緑のふるさとづくり」に向けた取り組みを実践していくことが必要です。



○果樹畑の春



○滝沢川

2. 計画の基本方針

将来像に基づき、緑のまちづくりを進めていくための基本方針として、次の4つの柱を設定します。

守る緑 ふるさとの貴重な自然や風景を守り、次代に伝えていきます

南アルプス市の緑の骨格、郷土景観を形成している貴重な自然遺産、豊かな森林資源、樹園や水田の緑、特色ある里山と農村景観、棚田などの歴史・文化的な緑の景観、御勅使川や滝沢川などの水辺と清流、鎮守の森、雑木林や屋敷林などの身近な自然や緑の維持・保全を図ります。

また、これらの緑は多様な生き物の生息の場となっており、生息環境の維持・保全に努めます。

創る緑 安心・快適な暮らしを支える緑の基盤を創ります

市民の憩いの場となる都市公園などの公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、既存の小公園や広場の有効活用、まちかど広場の設置、雑木林などの身近な緑地利用を進めます。

公園・緑地等の整備にあたっては、市民参加による公園づくりを積極的に進めるとともに、防災・防犯や高齢者等に配慮した整備を図っていきます。

また、釜無川サイクリングロードの充実や主要な緑と歴史資源などを結び、水と緑のネットワークの形成を図ります。

彩る緑 花と緑の彩りあるまちなみを創ります

アルプス通りや滝沢川・秋山川をはじめ、都市や地域のシンボルとなる道路や河川については、特色ある緑化を積極的に進めます。その他、学校や主要な市民利用施設等まちの拠点となる施設についても、市民参加による緑化を進めていきます。

また、今後の緑化の推進を図るため、各地区に緑化重点地区を設定します。

育てる緑 市民・企業・行政の協働により、緑を守り・育てていきます

市内では、緑の保全や緑化に関する市民の自主的な活動が活発に行われています。

今後は、こうした市民活動を一層発展させるとともに、緑の普及・啓発活動や子どもたちを交えた「緑の環境教育」を積極的に進めます。

また、市民・企業・行政による緑のまちづくりを進めていくため、支援制度等の仕組みの充実、市民活動のネットワーク化、行政窓口の充実などを進めていきます。

■ 計画の4つの柱



3. 計画の目標

計画の基本方針に基づき、公園・緑地の整備状況、地域制緑地の指定状況、緑化状況および将来の人口推計を踏まえ、本計画では、計画の指標として次の4つの目標（数値目標）を設定します。

(1) 都市公園等の整備目標

都市公園の面積を現在の概ね 1.2 倍にすることを目指します

市民のレクリエーションの場、憩いの場として利用されている都市公園は、平成 17 年度末現在、14カ所、面積 62.9ha で、市民一人あたり 8.7 m²（都市計画区域 8.9 m²）となっています。

本市は、公園以外の小公園や広場が市域全体で 154カ所、面積 24.3ha あり、身近な公園や広場は充実しています。

今後は、こうした既存公園の充実・利活用を積極的に図るとともに、都市公園については滝沢川公園や秋山川すももの郷公園等、本市のシンボリックな公園の拡充や新たな公園整備により、目標年次までに都市公園等の面積を現在の概ね 1.2 倍の約 76ha、市民一人あたり 9.9 m²とすることを目指します。

■ 都市公園の整備目標

年次 目標項目	現況 2005年（平成17年）	中間年次 2015年（平成27年）	目標年次 2025年（平成37年）
都市公園面積	62.9ha	69ha	76ha
一人あたりの面積*2	8.7 m ² (8.9 m ²) *1	9.1 m ² (9.3 m ²) *1	9.9 m ² (10.1 m ²) *1

注) *1 () 内の数値は都市計画区域内の値を示す

*2 平成 17 年度末現在、全国 10 万人未満の都市の 1 人当たり都市公園面積 12.3 m²/人、山梨県平均 9.1 m²/人

(2) 樹林地の保全目標

都市計画区域内の樹林地については現在の約 6 割の面積を、法や条例等により何らかの保全を講じることを目指します

都市計画区域内の樹林地は、平成 13 年度において、面積約 586ha で、西側縁辺部の山地斜面に多く分布しています。

これらの樹林地は、まとまった樹林の少ない市街地や集落地周辺にあって景観形成や防災、動植物の生息・生育の場として重要な役割を担っています。

既存の樹林地のうち法的に保全措置が講じられている樹林地は、保安林指定された約 142.7ha しかありません。樹林地の大部分は私有地であり法的な規制がないため、年々減少しているのが現状です。

今後、都市計画区域内の樹林地については、現在の約 6 割の面積を、法や条例などに基づく地域制緑地（緑地保全地域、保存樹林、市民緑地など）の指定を図るなどして、保全措置を講じることを目指します。

■ 樹林地の保全目標

年次 目標項目	現況 2005年（平成17年）	中間年次 2015年（平成27年）	目標年次 2025年（平成37年）
保全措置の講じられた樹林地	142.7ha	約 260ha	370ha
指定樹林地の割合*1	約 24%	約 44%	約 63%

注) *1 指定樹林地の割合：保全措置の講じられた樹林地面積 ÷ 都市計画区域内の現況樹林地面積

都市計画区域内の現況樹林地面積：峡西都市計画区域都市計画基礎調査結果（平成 13 年）より山林を集計（約 586ha）

(3) 緑化の目標

身近な目に見える緑を増やすため、まちなかに緑と花を増やします

街路樹や公園の木々、花壇、生け垣など、普段目にする緑は私たちの生活にやすらぎを与え、まちに季節感やうらおいを与えています。市内でもこうした風景は多く見ることができます。

今後は、特に、緑化推進の目標として次の3つを設定し、身近な目に見える緑を増やします。

① 街路樹やまちかど花壇、河川沿いの並木を増やします

平成17年10月現在、都市計画道路や主要な市道を中心に27路線が街路樹などの一定の緑化がされていますが、今後もその数を増やしていきます。

また、市民に親しまれている主要な河川沿いや地域の目印となっている主要な交差点や辻など、市民の協力を得ながら樹木やまちかど花壇などを増やしていきます。

② 公共施設の緑を増やします

学校、公園、行政文化施設などの公共施設は、これまでも施設内の緑化に努めてきましたが、今後は、特に、道路と接する部分については、まちなみに配慮した緑化を重点的に進めます。

また、住宅地や工場などの民有地については、緑豊かなまちなみとするため、特に、生け垣など道路に接する部分の緑化を重点的に促進します。

■公共施設の緑化目標

区 分	緑 化 目 標
庁舎等の公共施設	○敷地面積の概ね20%以上の緑地の確保に努める
学 校	○校舎等（運動場を除く）の敷地については、当該敷地面積の20%以上の確保に努める ○運動場の敷地については、当該敷地面積の5%以上の緑地の確保に努める
公 園	○都市公園については、緑の施策大綱で公園種別毎に定められた緑化率*1の確保に努める ○都市公園以外の公園については、敷地面積の30%以上の緑地の確保に努める
道 路	○市街地の道路において、必要な歩道幅員を確保した上での植栽スペースの設置に努め、緑被率の向上と緑のネットワークの形成を図る
河 川	○「河川区域内における伐採・植樹基準」（国土交通省）との整合を図りながら、堤防や高水敷、護岸等の植樹場所に応じた効果的な緑化を図る

注) *1 緑の政策大綱に定める公園種別毎の緑化率は以下のとおり

・街区公園、運動公園 : 30%以上
・近隣公園、地区公園、総合公園 : 50%以上

*2 数値目標は「山梨県緑化計画（平成16年3月）」に示す公共施設等の緑化指標に準ずる

③ 市民参加による緑化を進めます

本市では、地域住民やボランティア、小中学校などを中心に植樹や花植えなどの緑化活動が活発に行われ、工業団地でも企業がオープンガーデンを実施しています。

こうした小さな活動がやがてまちなかに広がり、大きなうねりになっていくことが目標です。

具体的には、緑化重点地区を指定していくとともに、こうした市民・企業の手による緑化活動を積極的に支援し、生活の中に目に見える緑を増やすことを目指します。

(4) その他の緑地の確保目標

都市計画区域内の法的に担保された緑地（農振農用地等を除く）の面積を、現在の概ね 1.4 倍にすることを目指します

都市計画区域内の保安林および河川区域等の法や条例等により保全措置が講じられている緑地（農振農用地等を除く）については、前述の樹林地の保全措置を講じることにより、目標年次までに面積を現在の概ね 1.4 倍の 790ha とすることを目指します。

■ その他の緑地の確保目標

年次 目標項目	現況 2005年（平成17年）	中間年次 2015年（平成27年）	目標年次 2025年（平成37年）
法的に担保された緑地*1	563ha	680ha	790ha

注）*1 法的に担保された緑地：ここでは保安林(142.7ha)、河川区域(420.3ha)、前述の緑地保全地域（現状では指定なし）（但し、農振農用地および地域計画対象民有林は除く）とし、これら法的措置の講じられている緑地は、将来にわたって維持するものとし、目標値としては前述の樹林地の保全目標面積分を計上



○遊・湯ふれあい公園

4. 緑の構造

① 緑の構造の考え方

本市の特色ある大地の構造を土台に、次のような緑の骨格づくりをめざします。

緑の構造の考え方

本市は、地形的に南アルプスを中心とした山岳森林エリアと御勅使川扇状地に展開する田園居住エリア、その間にある山麓里山エリアに分けられます。

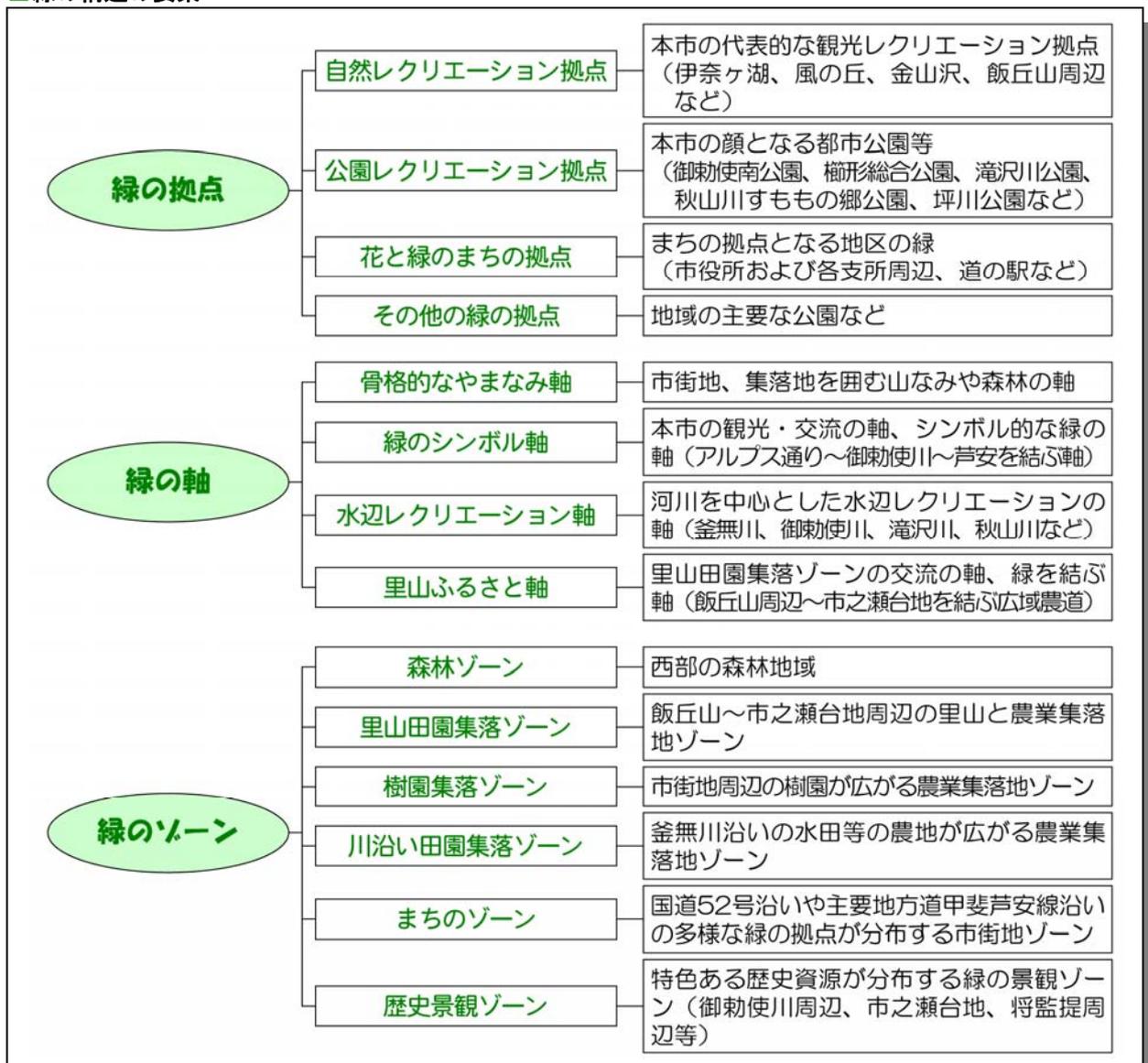
本市の緑の構造は、こうした地形、土地利用からなる大地の構造を土台に、市民の憩いやレクリエーション活動の場となる多様な緑の拠点と、それらを結ぶ緑の軸、水と緑のネットワークにより形成を図ります。

また、市街地や集落地についても、市民の手による身近な緑の拠点の育成や緑化を図り、花と緑のまちなみづくりを図ります。

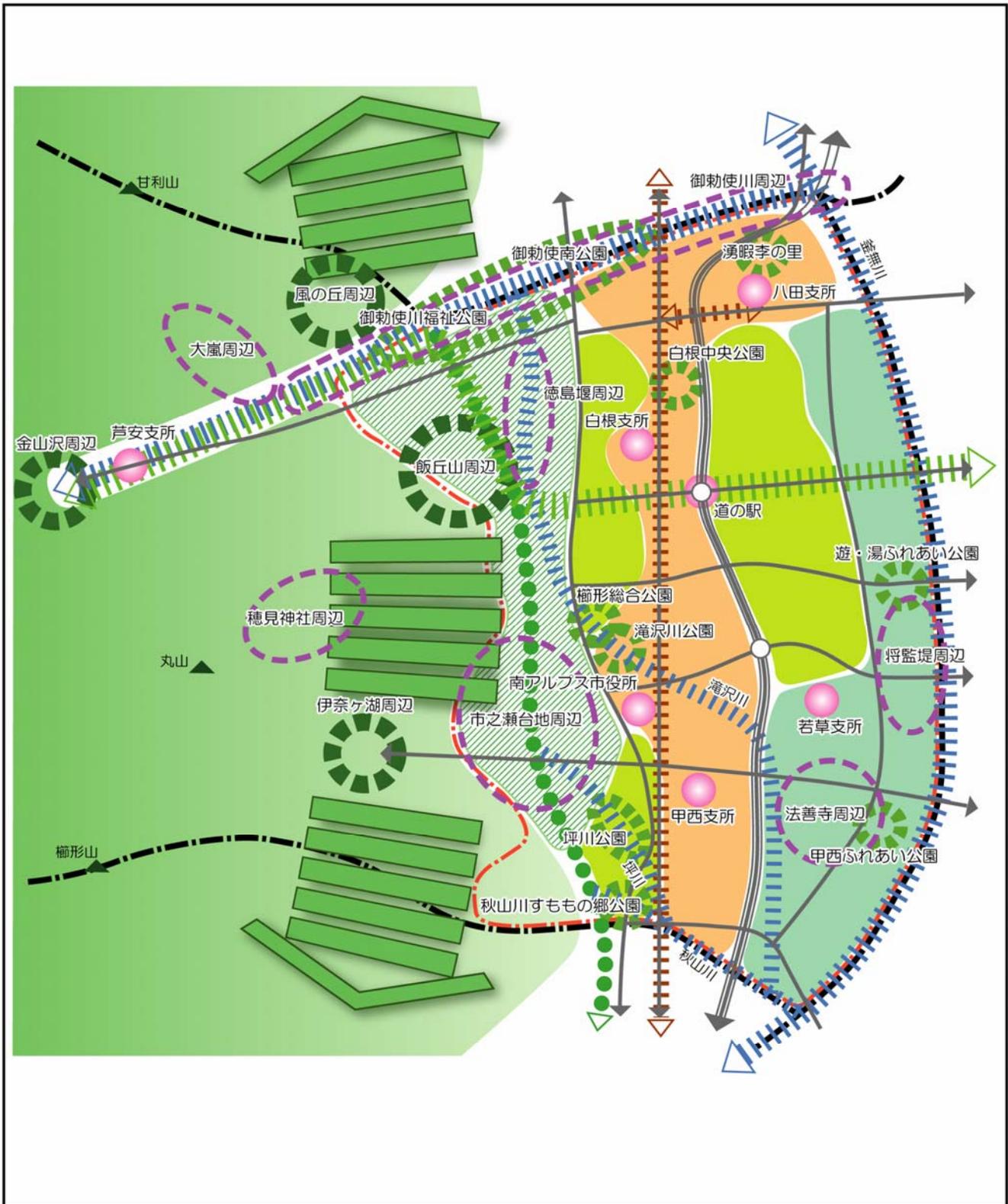
② 将来の緑の構造

本市の緑の構造は、次のような要素で骨格の形成を図ります。

■ 緑の構造の要素



■ 緑の構造図



〔凡 例〕

- | | | | | | | | |
|--------|--------------|-------|-----------|---------|------------|-------|-----------------|
| 【緑の拠点】 | | 【緑の軸】 | | 【緑のゾーン】 | | 〈その他〉 | |
| | 自然レクリエーション拠点 | | 骨格的なやまなみ軸 | | 森林ゾーン | | 行政区域 |
| | 公園レクリエーション拠点 | | 水と緑の骨格軸 | | 里山田園集落ゾーン | | 都市計画区域 |
| | 花と緑のまちの拠点 | | 緑のシンボル軸 | | 樹園集落ゾーン | | 自動車専用道路 |
| | | | 里山ふるさと軸 | | 川沿い田園集落ゾーン | | 主要道路
(計画を含む) |
| | | | | | まちのゾーン | | 市街地軸 |
| | | | | | 歴史景観ゾーン | | |